



福岡県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程

第一条中「農業経営基盤強化措置特別会計」を「農林水産省所管国有農地等及び開拓財産の管理並びに処分等」に改める。

様式第一号中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「昭和 年度農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金」を「年度自作農財産事務取扱交付金」に、「昭和 年度に」を「年度に」に、「農業経営基盤強化措置特別会計関係事業」を「福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第2条に掲げる事務に関する事業」に、「福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程」を「同規程」に、「農業経営基盤強化措置特別会計関係事務」を「福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第2条に掲げる事務」に、「農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金」を「自作農財産事務取扱交付金」に、「昭和 年度農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金精算報告書」を「年度自作農財産事務取扱交付金」に、「昭和 年 月 日付け農計」を「年 月 日」に、「農業経営基盤強化措置特別会計事業」を「福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第2条に掲げる事務に関する事業」に、「福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程」を「同規程」に改める。



様式第一号中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「昭和 年度農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金精算報告書」を「年度自作農財産事務取扱交付金」に、「昭和 年 月 日付け農計」を「年 月 日」に、「農業経営基盤強化措置特別会計事業」を「福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第2条に掲げる事務に関する事業」に、「福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程」を「同規程」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程(以下「新規定」といふ。)の規定は、平成十九年度分の交付金から適用する。(経過措置)

2 平成十九年度中に、改正前の福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程の規定により提出された書類は、新規定の規定により提出された書類とみなす。

3 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第十号 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「口蹄疫」を「口蹄疫」に改める。

第三条第二項第三号中「水産林務部」を「農林水産部」に改め、同項第五号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第九条第一項中「農政部、水産林務部、土木部」を「農林水産部、県土整備部」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

## 福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。  
別表第十四及び別表第十五を次のように改める。

別表第14 (第4条関係)

教育職給料表 (二) 級別資格基準表

(適用範囲)

教育職給料表 (二) の適用を受ける職員

職 種	職務の 学歴 免許等	1 級		2 級		特2級		3 級		4 級	
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
校 長	大学卒	0	1	0	1	0	1	0	15	0	15
	短大卒	0	1	0	1	0	1	0	15	0	18
副校長及び教頭	大学卒	0	1	0	1	0	1	0	15	0	15
	短大卒	0	1	0	1	0	1	0	15	0	18
主幹教諭及び指導教諭	大学卒	0	1	0	1	0	1	0	6	0	6
	短大卒	0	1	0	1	0	1	0	6	0	8
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師 (任用の期限を附さないものに限る。)	大学卒	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	短大卒	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
助教諭、養護助教諭、講師 (任用の期限を附さないものを除く。)、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	短大卒	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	高校卒	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1

備考 1 次の一に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、二に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。

一 大学卒相当の者

- (1) 教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 別表第2の1種免許状の項第2欄のロ又はハの該当者
- (2) 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者

- (3) 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第2条第1項の表の第20号の2の上欄のロ又は第20号の4の上欄の該当者のうち、(1)に掲げる学歴免許等の資格と同等に取り扱う必要があるもの

二 短大卒相当の者

- (1) 教育職員免許法別表第2の2種免許状の項第2欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法（以下「改正前の教育職員免許法」という。）別表第2の2級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者
- (2) 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者
- (3) 教育職員免許法施行法第2条第1項の表の第21号の上欄のハに該当する者
- 2 本表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 主幹教諭、指導教諭及び教諭のうち教育職員免許法附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとし、その者の経験年数は、前項の規定によつて得られる年数から1年を減じた年数とする。
- 4 職種欄の「校長」の区分に対応する職務の級3級の欄に定める必要在級年数は、2級の在級年数と特2級の在級年数を合計した年数とする。

別表第15 (第4条関係)

教育職給料表 (三) 級別資格基準表

(適用範囲)

教育職給料表 (三) の適用を受ける職員

職 種	職務の 学歴 免許等	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大学卒	----- 0	----- 0	----- 0	----- 10	別に定める
	短大卒	----- 0	----- 0	----- 0	----- 13	
副校長及び教頭	大学卒	----- 0	----- 0	----- 0	----- 1	別に定める
	短大卒	----- 0	----- 0	----- 0	----- 1	別に定める
主幹教諭及び 指導教諭	大学卒	----- 0	----- 0	----- 6	----- 6	
	短大卒	----- 0	----- 0	----- 9	----- 9	
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師 (任用の期限を附 さないものに限る。)	大学卒	----- 0	----- 0			
	短大卒	----- 0	----- 0			
講師 (任用の 期限を附さない ものを除く。) 、助教諭及び 養護助教諭	大学卒	----- 0	別に定める			
	短大卒	----- 0	別に定める			
	高校卒	----- 0	別に定める			

備考 本表の適用を受ける職員には、教育職給料表 (二) 級別資格基準表の備考第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

別表第十七第一項第四号学歴免許等の資格欄中「~~第53条~~」を「~~第85条~~」に改める。  
別表第三十六及び別表第三十七を次のように改める。

別表第36 (第23条関係) 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13

54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	37
79	46	55	27	38
80	46	56	28	38
81	47	57	29	39
82	47	58	30	39
83	48	59	31	40
84	48	60	32	40
85	49	61	33	41
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	
89	51	65	37	
90	51	66	38	
91	52	67	39	
92	52	68	40	
93	53	69	41	
94	53	70	42	
95	54	71	43	
96	54	72	44	
97	55	73	45	
98	55	74	46	
99	56	75	47	
100	56	76	48	
101	57	77	49	
102	57	78	49	
103	58	79	50	
104	58	80	50	
105	59	81	51	
106	59	81	51	
107	60	82	52	
108	60	82	52	
109	61	83	53	
110	61	83	53	

111	61	84	54	
112	61	84	54	
113	62	85	55	
114	62	85	55	
115	62	86	56	
116	62	86	56	
117	63	87	57	
118	63	87	57	
119	63	88	58	
120	63	88	58	
121	64	89	59	
122	64	89	59	
123	64	90	60	
124	64	90	60	
125	65	91	61	
126	65	91	61	
127	65	92	61	
128	65	92	61	
129	65	93	62	
130	65	93	62	
131	65	94	62	
132	66	94	62	
133	66	95	63	
134	66	95	63	
135	66	96	63	
136	66	96	63	
137	66	97	64	
138	66	97	64	
139	67	97	64	
140	67	98	64	
141	67	98	65	
142	67	98	65	
143	67	99	65	
144	67	99	66	
145	67	99	66	
146	68	100	66	
147	68	100	67	
148	68	100	67	
149	68	101	67	
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			
154	69			
155	69			
156	69			
157	69			
158	69			
159	69			
160	70			
161	70			
162	70			
163	70			
164	70			
165	70			
166	70			
167	71			

168	71			
169	71			
170	71			
171	71			
172	71			
173	71			
174	72			
175	72			
176	72			
177	72			

- 備考 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第37 (第23条関係) 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1

54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	46	22	10	2
59	47	23	11	3
60	48	24	12	4
61	49	25	13	5
62	49	26	14	6
63	50	27	15	7
64	50	28	16	8
65	51	29	17	9
66	51	30	18	10
67	52	31	19	11
68	52	32	20	12
69	53	33	21	13
70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	21
78	57	42	30	22
79	58	43	31	23
80	58	44	32	24
81	59	45	33	25
82	59	46	34	25
83	60	47	35	26
84	60	48	36	26
85	61	49	37	27
86	61	50	38	27
87	61	51	39	28
88	62	52	40	28
89	62	53	41	29
90	62	54	42	29
91	63	55	43	30
92	63	56	44	30
93	63	57	45	31
94	64	58	46	31
95	64	59	47	32
96	64	60	48	32
97	65	61	49	33
98	65	62	50	33
99	65	63	51	34
100	65	64	52	34
101	66	65	53	35
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	67	69	57	
106	67	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	68	74	61	

111	68	75	62	
112	68	76	62	
113	69	77	63	
114	69	77	63	
115	69	78	64	
116	69	78	64	
117	69	79	65	
118	69	79	66	
119	69	80	67	
120	70	80	68	
121	70	81	69	
122	70	82	69	
123	70	83	70	
124	70	84	70	
125	70	85	71	
126	70	86	71	
127	71	87	72	
128	71	88	72	
129	71	89	73	
130	71	89	73	
131	71	90	74	
132	71	90	74	
133	71	91	75	
134	72	91	75	
135	72	92	76	
136	72	92	76	
137	72	93	77	
138		94	77	
139		95	78	
140		96	78	
141		97	79	
142		98	79	
143		99	80	
144		100	80	
145		101	81	
146		101	81	
147		102	82	
148		102	82	
149		103	83	
150		103	83	
151		104	84	
152		104	84	
153		105	85	
154		106	86	
155		107	87	
156		108	88	
157		109	89	
158		109	90	
159		109	91	
160		109	92	
161		109	93	

- 備考 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

## 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員との給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「法律第一百十号」の下に、「以下「育児休業法」という。」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第八条第二項中「大学院修学休業をし」の下に、「自己啓発等休業をし」を加える。

第十二条の十三中、「原動機付自転車」を削り、「並びに自転車及び舟艇」を「及び自転車」に改める。

第十二条の三十八第一号中「（人事委員会が別段の取扱いを認めた場合を除く。）」を削る。

第十三条の二第一号口中「又は」の下に「法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に改め、「再任用短時間勤務職員」という。（「」の下に「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）若しくは育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任

期付短時間勤務職員」という。）」を加え、同条第二号中「再任用短時間勤務職員」の下に「育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員」を加える。

第十三条の六中「手当の月額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第十五条の二第二号イ中「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第十七条第一項の規定による給料月額）」を加え、同条第三号イ中「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第十七条第一項の規定による給料月額）」を加える。

第十六条第六号中「福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第五条の三第一項」を「育児休業条例第七条第一項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 自己啓発等休業職員（自己啓発等休業をしている職員をいう。）

第十七条第二号中「再任用短時間勤務職員」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を加える。

第十九条中「再任用短時間勤務職員」の下に「若しくは任期付短時間勤務職員」を加える。

第十九条の四第二項中「給料月額に乗ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改め、同項第一号中「第四条第一項の給料表の六号給以上の給料月額」を「第四条第一項の給料表の六号給及び同条第三項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第十七条第一項の規定による給料月額）」に、「及び」を「並びに」に、「第五条第一項の給料表の六号給以上の給料月額」を「第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第十七条第一項の規定による給料月額）」に改める。

第二十条第二項第二号中「及び第十六条第七号」を「並びに第十六条第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「（第十二条の三十八第一号括弧書の規定により給与を減額された期間を除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第二十六条第二項第四号において「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第二十一条第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を加える。

第二十二條第四号中「福岡県職員の育児休業等に関する条例第五条の三第二項」を「育児休業条例第七条第二項」に改め、同条第五号中「又は第八号」を「から第九号までのいずれか」に改める。

第二十六條第二項第九号を削り、同項第八号中「地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第一項」を「育児休業法第十九条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「（第十二条の三十八第一号括弧書の規定により給与を減額された期間を除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「及び第十六条第七号」を「並びに第十六条第七号及び第八号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第二十八條第一号中「百分の百五十五（福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第六十四号）第一条の規定による改正後の県職員給与と条例第二十二條第二項第一号に規定する管理職手当の支給を受ける職として指定された職を占める職員及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第七十七号）第一条の規定による改正後の学校職員給与と条例第二十一條第二項第一号に規定する管理職手当の支給を受ける職として指定された職を占める職員にあつては百分の百四十五）」を「百分の百五十（）」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

条例第17条第1項の規定による給料月額)を受ける職員
4号給及び3号給を受ける職員
2号給及び1号給を受ける職員

に改める。

5号給以上の給料月額を受ける職員
4号給及び3号給の給料月額を受ける職員
2号給及び1号給の給料月額を受ける職員

を

5号給以上の号給及び任期付職員条例第4条第3項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第17条第1項の規定による給料月額）を受ける職員
4号給及び3号給を受ける職員
2号給及び1号給を受ける職員
5号給以上の号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業

別表第二中

職務の級3級の職員	100分の10
職務の級2級の職員（人事委員会が別に定める職員に限る。）	100分の5（人事委員会 が別に定める職員にあつては100分の10）

を

職務の級3級の職員	100分の10（人事委員会 が別に定める職員にあつては100分の15）
職務の級特2級の職員	100分の5（人事委員会 が別に定める職員にあつては100分の10）
職務の級2級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	

に

5号給以上の給料月額を受ける職員
4号給及び3号給の給料月額を受ける職員
2号給及び1号給の給料月額を受ける職員

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定める額」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。  
 別表第一知事部局の項を次のように改める。

知事部局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局長 技監	理事（人事委員会が定めるものに限る。） 局長 秘書室長	一種
------	--------------------------------------	-----------------------------------	----

女性相談所	アジア文化交流センター	副所長	四種
	所長	一種	
歯科大学附属歯科衛生学院	学院長	五種	
	校長	三種	
消防学校	校長	三種	
	副校長	五種	
県税事務所	所長	三種	
	副所長	四種	
東京事務所	所長	一種	
	副所長	四種	
職員研修所	所長	一種	
	次長	四種	
本庁	副課（室）長	三種	
	課（室）長	三種	
技術次長 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監	副理事（人事委員会が定めるものに限る。）	三種	
	健康管理監	三種	
企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 監査指導監 検査監 建設監理監	副課（室）長	四種	
	課（室）長	四種	
参事（人事委員会が定めるものに限る。）	副課（室）長	四種	
	課（室）長	四種	

工業技術センター	大阪事務所	計量検定所	商工事務所	障害者職業能力開発校	高等技術専門学校	労働福祉事務所	粕屋新光園	障害者更生相談所	筑後いずみ園	福岡学園	児童相談所	食肉衛生検査所	精神保健福祉センター	保健環境研究所	保健福祉環境事務所	パスポートセンター					
副所長	所長	所長	所長	校長	校長	所長	総看護長 副園長 園長	所長	園長	園長	副所長 所長	所長	副所長 所長	部長(三種であるものを除く) 管理部長 副所長 所長	環境長 副所長 保健監 所長	所長					
二種	一種	二種	三種			五種	四種	二種	三種		五種	三種	五種	二種	四種	三種	二種	一種	五種	三種	

ダム建設事務所	土木事務所	水産海洋技術センター	森林林業技術センター	農地開発事務所	家畜保健衛生所	地域農業改良普及センター	農業総合試験場	病害虫防除所	農業大学校	農林事務所	企画管理部長 研究所長										
所長	副所長 所長	所長 企画管理部長 研究部長 研究所長	所長 企画管理部長 研究部長	所長 副所長	所長 副所長	所長 副所長	所長 企画情報部長 管理部長 副場長	副場長 場長	所長 教務部長 副校長 校長	副所長 所長	企画管理部長 研究所長										
	五種	三種		一種	三種	一種	五種	三種	五種	五種	三種	四種	三種	二種	一種	三種	四種	二種	四種	二種	三種



する同条例第二条第二項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
 平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十五号  
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「出納事務局長」を「会計管理局長」に、「副理事」を「副理事 水資源対策長」に、「農地整備対策長」を「食の安全総合調整監」に、「企画広報監」を「企画広報監 地域企画監」に、「管財課」を「財産活用課」に、「企画調整課の総務係長 保健福祉課の管理係長」を「総合政策課の総務係長 社会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課の総務係長」に改め、「生活文化課の総務係長」を削り、「農政課の総務係長 林政課の総務係長 土木管理課の総務係長 建築都市管理課の総務係長」を「農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長」に、「高度情報政策課」を「システム管理課、情報政策課、県民文化スポーツ課」に改める。

別表第二中、

保健福祉環境事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長（宗像、朝倉、糸島及び八女の保健福祉環境事務所においては総務企画課長に限る。）
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
児童相談所	所長 副所長 総務企画課長 支所長
福岡学園	園長 庶務課長
筑後いずみ園	園長 庶務課長
粕屋新光園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
女性相談所	所長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
障害者更生相談所	所長 相談課長

を

食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
消費生活センター	所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
パスポートセンター	所長 支所長
労働福祉事務所	所長 情報相談課長

アジア文化交流センター	所長 副所長
女性相談所	所長
パスポートセンター	所長 支所長
保健福祉環境事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長（宗像、朝倉、糸島及び八女の保健福祉環境事務所においては総務企画課長に限る。）
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児童相談所	所長 副所長 総務企画課長 支所長
福岡学園	園長 庶務課長
筑後いずみ園	園長 庶務課長
障害者更生相談所	所長 相談課長
粕屋新光園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働福祉事務所	所長

に、

農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 企画情報部長 総務課長 分場長
病虫害防除所	所長 支所長
地域農業改良普及センター	所長 地域振興課長
農業大学校	校長 副校長 教務部長
農業大学校	校長 副校長 教務部長
農業大学校	校長 副校長 教務部長

を

病虫害防除所	所長 支所長
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 企画情報部長 総務課長 分場長
地域農業改良普及センター	所長 地域振興課長

に改め、

同表水産海洋技術センターの項中「庶務課長」を削り、同表九州歴史資料館の項中「総務課長」を削り、同表県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百六十一号」の下に「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（第一号において「再任用職員」という。）で同法」を加え、「職員にあつては、」を「ものにあつては」に、「第一条第二項」を「以下この条において「勤務時間条例」という。（第二条第三項）に改め、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この条において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤

務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、同条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「再任用職員」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用 職員以外 の職員	1号給から 4号給まで	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	8,900	13,800	15,100	20,200
	45号給から 48号給まで	8,000	9,300	14,100	15,500	20,200
	49号給から 52号給まで	8,300	9,700	14,400	15,900	
	53号給から 56号給まで	8,600	10,500	14,700	16,300	
	57号給から 60号給まで	8,800	10,900	15,200	16,700	
	61号給から 64号給まで	9,100	11,300	15,500	17,100	
	65号給から 68号給まで	9,400	12,100	16,100	17,400	
	69号給から 72号給まで	9,700	12,500	16,300	17,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	12,900	16,500	18,000	
	77号給から 80号給まで	10,200	13,300	17,000	18,300	
	81号給から 84号給まで	10,400	13,700	17,200	18,500	
	85号給から 88号給まで	10,600	14,000	17,400	18,700	
	89号給から 92号給まで	10,800	14,400	17,600	18,900	
	93号給から 96号給まで	11,000	14,700	17,900	19,100	
	97号給から 100号給まで	11,200	15,000	18,100	19,200	
	101号給から 104号給まで	11,400	15,400	18,200	19,400	
	105号給から 108号給まで	11,500	15,700	18,400		
	109号給から 112号給まで	11,600	16,000	18,500		
	113号給から 116号給まで	11,700	16,300			
	117号給から 120号給まで	11,900	16,500			
	121号給から 124号給まで	12,000	16,800			
125号給から 128号給まで	12,100	17,000				
129号給から 132号給まで	12,300	17,200				
133号給から 136号給まで	12,400	17,400				
137号給から 140号給まで	12,500	17,600				
141号給から 144号給まで		17,700				
145号給から 148号給まで		17,900				
149号給から 152号給まで		18,100				
153号給から 156号給まで		18,200				
157号給から 160号給まで		18,400				
161号給		18,500				
再任用 職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1号給から 4号給まで	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	10,500	13,800	16,700	20,200
	45号給から 48号給まで	8,000	10,900	14,100	17,100	20,200
	49号給から 52号給まで	8,300	11,300	14,400	17,400	
	53号給から 56号給まで	8,600	12,100	14,700	17,700	
	57号給から 60号給まで	8,800	12,500	15,200	18,000	
	61号給から 64号給まで	9,100	12,900	15,500	18,300	
	65号給から 68号給まで	9,400	13,300	16,100	18,500	
	69号給から 72号給まで	9,700	13,700	16,300	18,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	14,000	16,500	18,900	
	77号給から 80号給まで	10,200	14,400	17,000	19,100	
	81号給から 84号給まで	10,400	14,700	17,200	19,200	
	85号給から 88号給まで	10,600	15,000	17,400	19,400	
	89号給から 92号給まで	10,800	15,400	17,600		
	93号給から 96号給まで	11,000	15,700	17,900		
	97号給から 100号給まで	11,200	16,000	18,100		
	101号給から 104号給まで	11,400	16,300	18,200		
	105号給から 108号給まで	11,500	16,500	18,400		
	109号給から 112号給まで	11,600	16,800	18,500		
	113号給から 116号給まで	11,700	17,000			
	117号給から 120号給まで	11,900	17,200			
	121号給から 124号給まで	12,000	17,400			
	125号給から 128号給まで	12,100	17,600			
129号給から 132号給まで	12,300	17,700				
133号給から 136号給まで	12,400	17,900				
137号給から 140号給まで	12,500	18,100				
141号給から 144号給まで	12,600	18,200				
145号給から 148号給まで	12,800	18,400				
149号給から 152号給まで	12,900	18,500				
153号給から 156号給まで	13,000					
157号給から 160号給まで	13,100					
161号給から 164号給まで	13,300					
165号給から 168号給まで	13,400					
169号給から 172号給まで	13,500					
173号給から 176号給まで	13,600					
177号給	13,800					
再任用 職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県の職員の新規標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県の職員の新規標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の新規標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第一イ甲表中

室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 監査指導監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 農地整備対策長	出納事務局長 理事 技監
---	-------------------------------	--------------------

を

室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 監査指導監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 水資源対策長	会計管理局长 理事 技監
--	------------------------------	--------------------

に、

出先機関	労働福祉事務所	副長	課長 労働福祉主幹	所長			
	高等技術専門学校	副長	副校長 課長	校長			
	障害者職業能力開発校	副長	副校長 課長	校長			

を

新社会推進部出先機関	アジア文化交流センター	副長	課長	副所長		所長	
	女性相談所		課長	所長			
保健医療介護部出先機関	保健福祉環境事務所	係長 副長 保護指導員	課長 課長補佐 保護主幹 医務主幹	所長 副所長 環境長			
	保健環境研究所	副長	課長	部長			
	精神保健福祉センター		課長	副所長			

保健福祉部出先機関	保健福祉環境事務所	係長 副長 保護指導員	課長 課長補佐 保護主幹 医務主幹	所長 副所長 環境長			
	保健環境研究所	副長	課長	部長			
	児童相談所	係長 副長	課長 支所長	所長 副所長			
	福岡学園筑後いづみ園	副長 寮長	課長	園長			
	粕屋新光園	副長	課長	副園長			
	女性相談所		次長	所長			
	精神保健福祉センター		課長	副所長			
	障害者更生相談所	副長	課長	所長			
	消費生活センター	副長	次長	所長			
	アジア文化交流センター	副長	課長	副所長		所長	
生活労働部	バスポートセンター	副長	次長 支所長	所長			

出先機関	地域農業改良普及センター	係長	課長	所長			
	農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長		
	農地開発事務所	係長 副長	課長 課長補佐	所長 副所長			
水産林務部出先機関	森林林業技術センター	専門技術指導員(乙)	課長 専門技術指導員(甲)	部長			
	水産海洋技術センター		課長				

福祉労働部出先機関	児童相談所	係長 副長	課長 支所長	所長 副所長			
	福岡学園 筑後いずみ園	副長 寮長	課長	園長			
	障害者更生相談所	副長	課長	所長			
	粕屋新光園	副長	課長	副園長			
	労働福祉事務所	副長	次長 労働福祉主幹	所長			
	高等技術専門学校	副長	副校長 課長	校長			
	障害者職業能力開発校	副長	副校長 課長	校長			

を

農林水産部	農林事務所	係長 副長	課長 課長補佐 出張所長	副所長 所長			
	農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長		

農政部	農林事務所	係長	課長 課長補佐 出張所長	副所長 所長			
	農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長		
	病虫害防除所	副長	課長 支所長	所長			

に、

県土整備部出先機関

に、

共通	企画主査	参事補佐	参事	副理事			
本庁		課長技術補佐 企画主幹 広報主幹 人事管理主事(乙)	副課長企画広報監 企画主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事(甲)	部長	理事	教育次長	
教育事務所	係長	課長 室長 人事管理主事(乙)	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事(甲)				

出先機関	病虫害防除所	副長	課長 支所長	所長			
	農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長		
	地域農業改良普及センター	係長	課長	所長			
	農地開発事務所	係長 副長	課長 課長補佐	所長 副所長			
	森林林業技術センター	専門技術指導員(乙)	課長 専門技術指導員(甲)	部長 所長			
水産海洋技術センター		次長 課長	部長 研究所長	所長			

に、

土木部出先機関

を

別表第二イ甲表中

九州歴史資料館	副長	課長	副館長			
---------	----	----	-----	--	--	--

を

九州歴史資料館			副館長			
---------	--	--	-----	--	--	--

に改める。

を

共通	企画主査	参事補佐 企画主幹	参事	副理事		
本庁		課長技術補佐 広報広聴主幹 人事管理主事(乙)	副課長企画広報監 企画監 人事管理主事(甲)	部長	理事	教育次長
教育事務所	係長	課長室長 人事管理主事(乙)	所長副所長 人事管理主事(甲)			

に

社会教育総合センター		企画主幹	副所長	所長		
------------	--	------	-----	----	--	--

を

社会教育総合センター			副所長	所長		
------------	--	--	-----	----	--	--

に

本庁		課長健康管理監 困難な業務を処理する甲表2級の欄に掲げる職	部長理事 次長技術次長 医監
保健福祉部出先機関	保健福祉環境事務所	困難な業務を処理する課長及び甲表2級の欄に掲げる職	困難な業務を処理する所長及び甲表3級の欄に掲げる職
	保健環境研究所	困難な業務を処理する課長	副所長 困難な業務を処理する甲表3級の欄に掲げる職
	粕屋新光園	困難な業務を処理する課長	
	精神保健福祉センター	困難な業務を処理する課長	

を

別表第二ロ乙表中  
に改める。

保健福祉部出先機関	保健福祉環境事務所	副保健監 課長補佐 係長 副長	保健監	
	保健環境研究所		部長	所長
	粕屋新光園			園長
	精神保健福祉センター			所長

を

保健医療介護部出先機関	保健福祉環境事務所	副保健監 課長補佐 係長 副長	保健監	
	保健環境研究所		部長	所長
	精神保健福祉センター			所長
	福祉労働部 出先機関 粕屋新光園			園長

別表第四イ甲表中  
 める。  
 に、  
 農政部出先機関  
 を  
 農林水産部出先機関  
 に、  
 畜産係長  
 を  
 畜産係長  
 農産園芸畜産係長  
 に改  
 別表第三イ甲表中  
 局長  
 を  
 局長  
 食の安全総合調整監  
 に、  
 保健福祉部出先機関  
 を  
 保健医療介護部出先機関

本庁		課長 企画監 健康管理監 困難な業務を処理する甲表2級の欄に掲げる職	部長 理事 次長 技術次長 医監 食の安全総合調整監
保健医療介護部出先機関	保健福祉環境事務所	困難な業務を処理する課長及び甲表2級の欄に掲げる職	困難な業務を処理する所長及び甲表3級の欄に掲げる職
	保健環境研究所	困難な業務を処理する課長	副所長 困難な業務を処理する甲表3級の欄に掲げる職
	精神保健福祉センター	困難な業務を処理する課長	
福祉労働部	粕屋新光園	困難な業務を処理する課長	

に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
 福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
 福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
 平成二十年三月三十一日  
 福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

を  
 農林水産部出先機関  
 農業総合試験場  
 森林林業技術センター  
 水産海洋技術センター  
 に改める。

附 則

別表第五イ甲表中

保健福祉部出先機関	保健福祉環境事務所	係長 副長	課長 課長補佐
	粕屋新光園	副看護長	
	精神保健福祉センター		課長

を

保健医療介護部出先機関	保健福祉環境事務所	係長 副長	課長 課長補佐
	精神保健福祉センター		課長
	粕屋新光園	副看護長	

に、

農政部出先機関	農業総合試験場
福祉労働部出先機関	森林林業技術センター 水産海洋技術センター

に改める。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

第四条第一号(1)から(3)までの規定中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同号(4)中「校長」の下に「定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「教頭」の下に「主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。）」を、「担任する」の下に「指導教諭、」を加え、同号(5)中「指導主事甲、指導主事乙、社会教育主事甲及び社会教育主事乙」を「指導主事及び社会教育主事」に改め、同条第二号(1)中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同号(2)中「勤務する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加え、同号(3)中「指導主事甲、指導主事乙、社会教育主事甲及び社会教育主事乙」を「指導主事及び社会教育主事」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第八条の二 条例第十七条第一項（条例第二十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による給料月額に一円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

2 条例第十七条第三項（条例第二十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による勤務一時間当たりの給与額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額を、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額をもって当該勤務一時間当たりの給与額とする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則（平成七年福岡県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「再任用」を削り、同条中「法律第二百六十一号」の下に「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法」を加え、「占める職員」を「占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務若しくは同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員若しくは同法第十八条第一項の規定により採用された職員」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十二号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「又は育児休業条例第六条」を、「育児休業条例第八条又は福岡県

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）第十条」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第一項第四号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員  
第四条第一項第二号及び第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号口中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを要しない期間」の下に「又は地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）第一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第二号中「限る。」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務若しくは同法第十七条の規定による短時間勤務により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

第十条の二第三号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表口第六号区分の項第七号及び第八号中「定めるもの」の下に「又は特二級であったもの」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

公益法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一民法第三十四条の規定により設立された法人の項中「財団法人福岡県動物管理センター」を「財団法人福岡県動物愛護センター」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十七号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の岡垣町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める

別表の遠賀町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める

別表の水巻町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める

別表の芦屋町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める

別表の小竹町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める

別表の鞍手町の表出先機関の項中「課長 室長 総務課の課長補佐 庶務係長 人事係長」を「課長 室長 総務課の庶務管理班長、人事電算班長、庶務担当主幹、人事給与担当主幹及び人事給与担当主査 企画財政課の政策財政班長及び財政担当主幹」に改め、同表中

出先機関		
中 学 校	小 学 校	病 院
校長 教頭	校長 教頭	院長 事務局長

を

出先機関			
中 学 校	小 学 校	介護老人保健施設	病 院
校長 副校長 教頭	校長 副校長 教頭	施設長 事務室長	院長 副院長 総看護師長 事務局長

に改める。

別表の大刀洗町の表出先機関の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）